



よくあるお問い合わせ

大府市低所得世帯生活支援特別給付金(3 万円)

令和5年7月28日更新

目次

1 制度概要

問 1-1 この給付金の目的は何ですか。……………	1
問 1-2 この給付金は、課税の対象となりますか。……………	1
問 1-3 この給付金は、市町村等の差押えの対象となりますか。……………	1
問 1-4 この給付金は、これまでの給付金とどのような関係がありますか。……………	1
問 1-5 他の市町村でも同じような給付金があるようですが、この給付金は全国的な制度ですか。……………	2
問 1-6 制度が難しくてよく分かりません。どこに行けば詳しく教えてください。……………	2

2 給付要件(共通)

問 2-1 給付金はどのような世帯が受給できますか。……………	2
問 2-2 給付金の要件を満たしているかどうか、どのように判断すればいいですか。……………	3
問 2-3 給付金の金額は、家族の人数や所得によって増えますか。……………	4
問 2-4 自分の世帯や住民税のことがよく分かりません。詳しく知りたい場合には、電話で問い合わせれば いいですか。……………	4
問 2-5 基準日である令和5年1月1日に住民登録がある世帯が対象ということですが、届出をした日とい う意味ですか。私は、年末年始の間に転入しましたが、市役所が閉庁していたため、どのように受理されて いるのかよく分かりません。……………	4
問 2-6 同じ敷地に子どもの世帯と別々で生活していますが、この給付金制度での「世帯」は、どのような 定義ですか。……………	4
問 2-7 外国人は、給付対象ですか。……………	4
問 2-8 租税条約の届出をした世帯は、給付対象ですか。……………	4
問 2-9 令和5年1月2日以降に海外から入国したため、令和5年度住民税が課税されていない場合には、 給付対象になりますか。……………	5
問 2-10 生活保護受給世帯は、給付対象ですか。……………	5
問 2-11 失業を理由に住民税の納付が免除されている世帯は、給付対象になりますか。……………	5
問 2-12 住民税を滞納し、納税していませんが、給付対象になりますか。……………	5
問 2-13 給付金の手続は、誰がすることになりますか。……………	5
問 2-14 自営業をしていますが、まだ確定申告等の税務手続が終わっていません。これから申告する予定 のため、現時点では課税されていませんが、給付対象になりますか。……………	5
問 2-15 私の世帯は、ひとり親家庭です。この給付金を受給するには、どのように手続をすればいいです か。……………	6
問 2-16 他の市町村からも同じような給付金の案内が届きました。このまま2か所から給付金を受け取っ てもいいのでしょうか。……………	6
問 2-17 単身赴任をしている都合で、大府市に住民票を残したまま、赴任先の市町村で住民税の手続をし	

ています。この場合、この給付金の取扱いはどうなりますか。…………… 6

3 給付要件 (1)基準日に住民登録がある世帯

問 3-1 私は、すでに大府市を転出しています。現在は、転出先の別の市町村で生活していますが、大府市から案内があった給付金を受給してもいいのですか。…………… 7

問 3-2 市から「支給要件確認書」が届きましたが、「確認内容②」をチェックするに当たって、どのようなことを確認すればいいかわかりません。…………… 7

問 3-3 配偶者が単身赴任中のため、専業主婦(夫)の私が一時的に世帯主になっています。今回、市から私宛てに届いた「支給要件確認書」は、誰が確認すべきものですか。…………… 7

問 3-4 私は、一人暮らしをしている大学生です。私の手元に、「支給要件確認書」が届きましたが、受給していいのでしょうか。これまでの給付金で、一人暮らしの大学生はもらえないと聞いたことがあるので、心配です。…………… 8

問 3-5 これまでの給付金では、このような案内は届きませんでした。本当に受給していいのかどうか不安です。また、これまでの給付金を受給し損なっていないか心配です。今回の給付金とこれまでの給付金は、どのように違うのですか。…………… 8

問 3-6 令和5年2月に世帯主が転出し、残された家族のみで生活しています。今回、市から届いた「支給要件確認書」は、転出した世帯主宛てですが、残された家族が受給することはできますか。…………… 9

問 3-7 市から届いた「支給要件確認書」に記載された世帯主は、すでに亡くなっています。今は、残された家族のみで生活していますが、給付対象になりますか。…………… 9

4 給付要件 (2)転入世帯

問 4-1 私の世帯は、令和5年3月に A 市から大府市に転入しました。大府市では、1月1日時点の市民を対象に3万円の給付金が給付されると聞きました。一方で、A 市の給付金は6月1日時点の市民を対象に給付するとのこと。私の世帯は、大府市からも A 市からも給付されないのでしょうか。…………… 10

問 4-2 私は、1年前に退職して以来、失業手当と貯蓄で生活しています。そろそろ貯蓄が尽きそうになったので、令和5年4月に、B市から大府市の実家に引っ越し、家族との同居を開始しました。私が大府市で給付金を受取るためには、どのような手続が必要ですか。…………… 11

問 4-3 私は、令和5年5月に C 市から大府市に転入した単身の非課税者です。C 市では、給付金の基準日が4月1日に設定されているようで、私の手元にC市から給付金の案内が届きました。一方で、大府市でも転入世帯への給付要件に当てはまりそうです。私は、C市からも大府市からも給付金を受給することができるのでしょうか。…………… 11

5 給付要件 (3)DV等避難などの理由で申請が必要な世帯

問 5-1 私は、昨年末から配偶者と離婚協議を開始し、別居生活を続け、6月に正式に離婚が成立し、7月に世帯分離しました。現在は、求職活動中の私一人の非課税世帯ですが、この給付金を受給するには、どのように手続すればいいですか。…………… 12

6 手続方法

問 6-1 この給付金は、いつからいつまでが受付期間ですか。…………… 13

問 6-2 給付金手続における「プッシュ型」とは、どのような手続ですか。…………… 14

問 6-3 市から届いた「支給要件確認書」に金融機関口座が記載されているのは、なぜですか。………… 14

問 6-4 市から届いた「支給要件確認書」を提出するときには、同封されている返信用封筒を使わなければ
いけませんか。…………… 14

7 支給関係

問 7-1 給付金の手続きをしてからしばらく経ちますが、給付金の振込はいつ頃になりますか。………… 15

問 7-2 この給付金は、どのように受け取るのですか。…………… 15

問 7-3 市から届いた「支給要件確認書」に表示された金融機関口座情報(ゆうちょ銀行)の桁数が足りま
せん。振込誤りにならないか心配です。…………… 15

問 7-4 市から金融機関口座への振込は、どのように通帳印字されますか…………… 15

問 7-5 市から届いた「支給要件確認書」には、中京銀行の口座情報が表示されています。このたび、中京
銀行から店番・店名変更のお知らせがあり、私が利用している口座も変更が予定されています。「支給要件
確認書」は、どのように提出すればいいですか。…………… 16

8 その他

問 8-1 非課税世帯としてこの給付金を受取った後、扶養控除の見直しがされたため令和5年度の住民税
が課税になってしまいました。この場合、すでに受け取った給付金の取扱いはどうなりますか。………… 16

1 制度概要

問 1-1 この給付金の目的は何ですか。

- この給付金は、物価高騰の影響を特に強く受ける大府市の低所得世帯を支援するため、地方創生を目的とした国の交付金（※）を活用して、低所得世帯 1 世帯あたりに 3 万円を給付する大府市独自の制度です。

※令和 5 年 3 月 22 日に開催された国の「物価・賃金・生活総合対策本部」において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対し、全国の地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう国から地方公共団体に交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の重点交付金に「低所得世帯支援枠」が措置されました。

問 1-2 この給付金は、課税の対象となりますか。

- 「令和 5 年 3 月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律」（令和 5 年法律第 64 号 ※令和 5 年 6 月 16 日施行）の規定により、本給付金は所得税等の課税対象になりません。
- したがって、確定申告等による所得の申告の必要はありません。

問 1-3 この給付金は、市町村等の差押えの対象となりますか。

- 「令和 5 年 3 月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律」（令和 5 年法律第 64 号 ※令和 5 年 6 月 16 日施行）の規定により、本給付金は差押えの対象になりません。

問 1-4 この給付金は、これまでの給付金とどのような関係がありますか。

- この給付金は、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（令和 3 年度から令和 4 年度にかけて実施された 1 世帯当たり 10 万円）」及び「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和 4 年度に実施された 1 世帯当たり 5 万円）」とは、別の給付金です。
- すでに 10 万円、5 万円を受給された方であっても、この給付金の要件に該当する世帯であれば、受給することができます。
- 今回の給付金のご案内をするに当たって、これらの過去の給付金の受取口座の情報を利用（※）しています。

※この給付金は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和 3 年法律第 28 号。）第 10 条の規定における「特定公的給付」に指定されました（令和 5 年 6 月 16 日）。これにより、これらの過去の給付金の振込先口座の情報を活用することが可能になり、みなさんの手続負担が少なくなるように給付手続のご案内をしています。

問 1-5 他の市町村でも同じような給付金があるようですが、この給付金は全国的な制度ですか。

- この給付金は、国の交付金を活用して、市町村がそれぞれ独自で実施するものです。
- 他の市町村でも類似の給付が行われていますが、大府市が実施する大府市低所得世帯生活支援特別給付金とは、必ずしも同一の内容ではありません。
- 給付基準日についても、それぞれの市町村独自で設定されるものであるため、転入や転出の時期等によっては、他の市町村と大府市の給付要件をいずれも満たし、重複支給される場合があります。
- 大府市の給付金では、他の市町村での同様の給付金の受給状況にかかわらず、その他の要件に該当する場合には、支給対象になります。

問 1-6 制度が難しくてよく分かりません。どこに行けば詳しく教えてください。

- お問い合わせ、相談場所は、次のとおりです。

期間	時間	場所	電話番号
7月 4日（火）から 8月 18日（金）まで	平日 9時から17時まで （水曜日のみ19時まで）	市役所 2階 206・207会議室	0562-38-5339
8月 21日（月）から 9月 29日（金）まで	平日 9時から17時まで （水曜日のみ19時まで）	市役所 1階 7番窓口 地域福祉課	0562-45-6228

※お電話では本人確認ができないため、世帯や課税の状況などの個人情報を含む個別具体的なお問い合わせには対応できません。

2 給付要件(共通)

問2-1 給付金はどうような世帯が受給できますか。

- この給付金は、令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯に対して給付するものです。
- この給付金における非課税世帯とは、世帯の全員の住民税（均等割）が非課税である世帯（世帯の中に住民税が課税されている方が一人もいない世帯）を指します。
- ただし、令和5年1月1日において、日本国内に住民登録がなく、住民税が計算されていない方だけで構成される世帯は、非課税としては取り扱わないため、給付対象になりません。

具体的な給付要件と手続方法は、次の表のとおりです。

<給付要件と手続方法>

給付種別		要件の内容	手続方法
(1)	令和5年度住民税非課税世帯 (住民登録あり)	基準日(令和5年1月1日)時点で 大府市に住民登録がある非課税世帯	プッシュ型
(2)	令和5年度住民税非課税世帯 (転入世帯)	基準日翌日(令和5年1月2日)から 令和5年6月1日までに 大府市に国内転入した非課税世帯	申請型
(3)	令和5年度住民税非課税世帯 (申請が必要な世帯)	(ア) DV等避難世帯	申請型
		(イ) 新規住民登録した世帯	申請型
		(ウ) 死亡、離婚等に伴う世帯構成の変化によって 非課税になった世帯	申請型
		(エ) 課税内容の変更によって非課税になった世帯	申請型

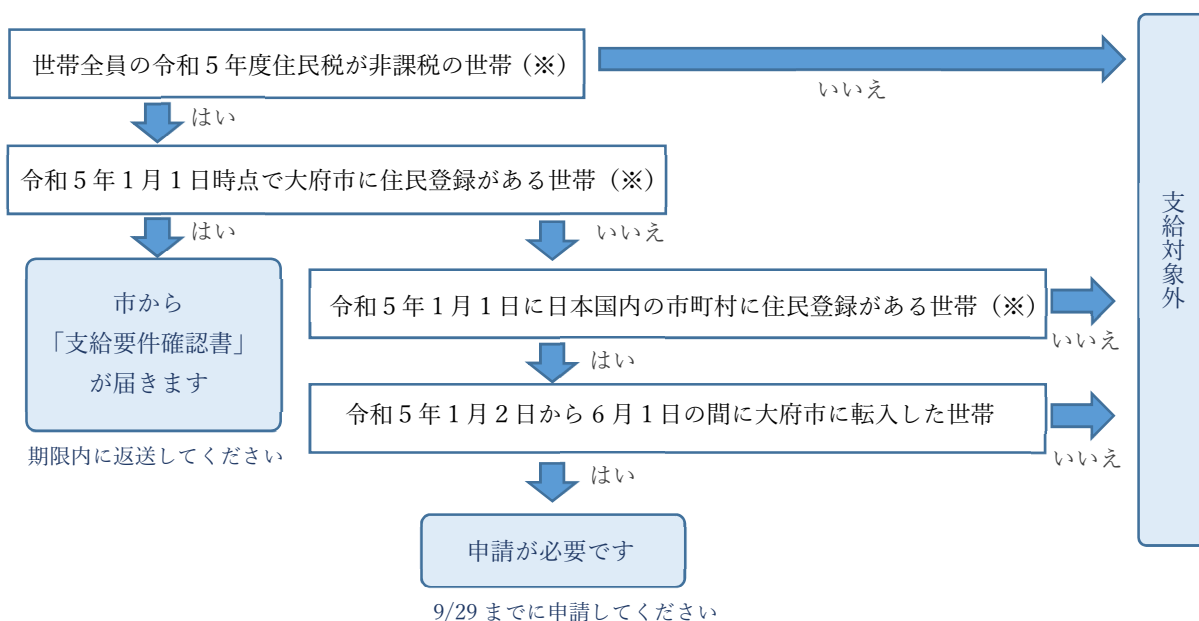
※給付対象世帯(1)から(3)の重複受給はできません。

※令和5年1月以降に急激な収入減少があった世帯(家計急変世帯)への給付はありません。

問2-2 給付金の要件を満たしているかどうか、どのように判断すればいいですか。

■目安として、次のフローチャートにご自身の世帯の状況に当てはめることをお勧めします。

■ご不明な点がある場合のほか、DV等避難、新規の住民登録、死亡や離婚に伴う世帯の変化、課税内容の変更等の事情がある場合には、お問い合わせください。



※DV等の事情で避難している世帯、新規に住民登録した世帯、死亡や離婚によって世帯構成が変化して新たに非課税になった世帯、課税内容の変更によって非課税になった世帯の場合にも受給できる場合があります。

問2-3 給付金の金額は、家族の人数や所得によって増えますか。

■給付金額は、世帯の人数や所得金額にかかわらず1世帯に3万円です。

**問2-4 自分の世帯や住民税のことがよく分かりません。
詳しく知りたい場合には、電話で問い合わせればいいですか。**

■一般的な内容には、お答えできますが、本人確認ができないお電話では、個別具体的な状況についてお答えすることはできません。

■本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）を持参の上、市役所にお越しただければ、実際の世帯や課税の状況についてお調べすることができます。

問2-5 基準日である令和5年1月1日に住民登録がある世帯が対象ということですが、届出をした日という意味ですか。私は、年末年始の間に転入しましたが、市役所が閉庁していたため、どのように受理されているのかよく分かりません。

■届出日ではなく、異動日（住所を定めた日）で要件判定します。

問2-6 同じ敷地に子どもの世帯と別々で生活していますが、この給付金制度での「世帯」は、どのような定義ですか。

■生活の実態やお住まいの形態にかかわらず、住民票上の世帯で判断します。

■同じ敷地内、同じ建物でお住まいであっても、住民票上の世帯を分離している場合には、別世帯として取り扱います。

問2-7 外国人は、給付対象ですか。

■国籍や在留資格に関係なく、住民登録や課税状況などの要件を満たす場合は、給付対象になります。

■令和5年1月1日に国内に住民登録がある世帯が対象ですので、1月2日以降に入国した方のみで構成される世帯は、対象にはなりません。

問2-8 租税条約の届出をした世帯は、給付対象ですか。

■租税条約の届出状況（※）にかかわらず、住民登録や課税状況などの要件を満たす場合には、給付対象になります。

※「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円）」、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（5万円）」とは異なりますのでご注意ください。（これらの給付金では、租税条約の届出をされた方を含む世帯の場合には、給付対象外としていました。）

問2-9 令和5年1月2日以降に海外から入国したため、令和5年度住民税が課税されていない場合には、給付対象になりますか。

■令和5年1月1日に日本国内に住民登録がない世帯の場合には、給付対象になりません。

問2-10 生活保護受給世帯は、給付対象ですか。

■生活保護の受給状況や、非課税になった理由に関係なく、住民登録や課税状況などの要件を満たす場合には、給付対象になります。

■ただし、生活保護を受けていることで、課された住民税の納付が免除されている方は、給付対象になりません。

■納税状況に関係なく、令和5年度の住民税が課税されている場合には、給付対象になりません。

問2-11 失業を理由に住民税の納付が免除されている世帯は、給付対象になりますか。

■失業やその他の理由で、課された住民税の納付が免除されている場合には、給付対象になりません。納税状況に関係なく、令和5年度の住民税が課税されている場合には、給付対象になりません。

問2-12 住民税を滞納し、納税していませんが、給付対象になりますか。

■納税状況に関係なく、令和5年度の住民税が課税されている場合には、給付対象になりません。

問2-13 給付金の手続は、誰がすることになりますか。

■この給付金は、世帯に対する給付金です。世帯を代表する世帯主の方が手続してください。

■なお、世帯主本人による手続が困難な場合には、代理人（※）が行うことも可能です。

■代理人による手続の場合には、委任状を提出いただく必要があります。

※代理人は、世帯主と同一世帯の方のほか、法定代理人の方、親族その他の平素から身の回りの世話をしている方に限られます。

問2-14 自営業をしていますが、まだ確定申告等の税務手続が終わっていません。これから申告する予定のため、現時点では課税されていませんが、給付対象になりますか。

■令和4年中（1～12月分）の所得が未申告の場合には、「課税になる所得がないこと」を誓約（※）いただいた場合にのみ給付対象になります。

- 課税対象の所得があり、確定申告等の所得の申告が必要な場合には、速やかに手続きしてください。
- 世帯員の一部に未申告者がいる世帯の場合にも、同様に扱います。

※世帯主の方の誓約に基づいて、申告すべき所得がないものとして取り扱います。

ただし、後に申告や更正があったことで、非課税から課税になり、支給要件から外れた場合には、給付済の給付金を返還いただくことになります。

問2-15 私の世帯は、ひとり親家庭です。
この給付金を受給するには、どのように手続きをすればいいですか。

- ひとり親家庭であるかどうかにかかわらず、非課税であるかどうかで判断します。
- 税制上、ひとり親控除、寡婦控除、勤労学生控除、障害者控除などの各種の控除の適用状況にかかわらず、その結果、実際に令和5年度住民税（均等割）が課税されているかどうかで判断します。
- 他の世帯と同様に、令和5年1月1日に大府市に住民登録があった非課税世帯の場合には、市から「支給要件確認書」をお届けしています。
- ひとり親家庭になったことがきっかけで、1月2日から6月1日までに大府市に転入された世帯の場合には、他の転入世帯と同様に9月29日までに申請書を提出いただく必要があります。
- 1月2日から6月1日までに配偶者との死別や離婚によって、ひとり親家庭になった非課税世帯の場合にも、9月29日までに申請書を提出いただく必要があります。

問2-16 他の市町村からも同じような給付金の案内が届きました。
このまま2か所から給付金を受け取ってもいいのでしょうか。

- その市町村にお尋ねいただく必要があると思われます。
- 大府市の給付金のルールには、「他の市町村からの給付金を受け取ってはいけない。」というような受給を制限する規定はありません。
- 他の市町村からのご案内の中に、「すでに他の市町村で3万円の給付金を受給している場合には、受給できません。」といった制限がないか確認してください。

問2-17 単身赴任をしている都合で、大府市に住民票を残したまま、赴任先の市町村で住民税の手続きをしています。この場合、この給付金の取扱いはどうなりますか。

- 給付金を給付するかどうかは、住民登録がある大府市で判断します。
- 赴任先の市町村での課税計算（住登外課税）の結果、世帯全員の令和5年度の住民税が非課税である場合には、給付対象になります。
- 大府市の市県民税だけでなく、全国の市町村の令和5年度住民税が課税されている方を含む世帯の場合には、給付対象になりません。

3 給付要件 (1)基準日に住民登録がある世帯

問 3-1

私は、すでに大府市を転出しています。現在は、転出先の別の市町村で生活していますが、大府市から案内があった給付金を受給してもいいのですか。

- この給付金は、基準日である令和5年1月1日時点で大府市に住民登録があった非課税世帯を対象としています。
- 給付金のお手続をされるまでの間に別の市町村に転出された世帯であっても、その他の要件を満たしている場合には、大府市で生活し続けている世帯と同様に給付されます。
- この場合、転出先の市町村から同様の趣旨の給付金の案内がされる場合があります。
大府市の給付金のルールには、重複受給を制限する規定はありませんが、大府市での給付金を受け取ったかどうかで転出先の市町村からの給付金を受給できるかどうか異なる場合があります。詳細は、転出先の市町村からの案内を確認してください。

問 3-2

市から「支給要件確認書」が届きましたが、「確認内容②」をチェックするに当たって、どのようなことを確認すればいいかわかりません。

- 市からお送りした「支給要件確認書」(※)の「確認内容②」は、世帯の中に課税対象の所得があるにもかかわらず、まだ確定申告などの税務申告を済ませていない方がいないかどうかをお尋ねするものです。
- 自営業の方の事業所得や農家の方の農業所得、アパート経営をされている方などの不動産所得のほか、一時所得や内職等のその他の雑所得などの課税所得をこれから申告する予定がある場合には、チェックしていただくことはできません。税務申告を済ませてから、改めて給付要件に当てはまるかどうか確認が必要です。
- 通常、公的年金などの雑所得や給与所得については、日本年金機構等の年金支払者や給与支払者を通じて、その支払内容が市に報告されているため、必ずしも本人が申告する必要はありません。
- 遺族年金、障害年金などの非課税年金、児童手当、児童扶養手当などの非課税の取扱いがされる手当、生活保護費などを受給されている場合には、チェックしていただいて差支えありません。

※市では、あらかじめ世帯の課税情報を確認し、その結果、支給要件に当てはまる可能性がある世帯に対して、「支給要件確認書」をお送りしています。ただし、税務申告が正しくされていない場合には、課税計算が正しくされていない可能性があり、市での事前確認作業では正確な判定ができないため、最終的にはご自身での確認が必要になります。

問 3-3

配偶者が単身赴任中のため、専業主婦(夫)の私が一時的に世帯主になっています。今回、市から私宛てに届いた「支給要件確認書」は、誰が確認すべきものですか。

- この「支給要件確認書」は、基準日である令和5年1月1日時点の世帯主の方に宛てたものです。当時の住民票上の世帯について、当時の世帯主の方が確認してください。

- 単身赴任中の一時的な状況であっても、住民票上の世帯が給付要件を満たす世帯である場合には、給付対象になります（※）。

※この給付金は、他の親族から税法上の扶養等控除の適用を受けているかどうかにかかわらず、その世帯内に住民税が課税されている方がいないかどうかのみで判断するものです。

※この点において、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（１０万円）」、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（５万円）」とは異なりますのでご注意ください。（これらの給付金は、住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯の場合には、給付対象外としていました。）

※「親元からの援助を受けるひとり暮らし大学生」、「別世帯の子からの援助を受ける高齢者施設入所の方」、「国内単身赴任中の配偶者と生計を同一にする家事に従事する世帯」、「令和４年中は親の支援を受けていた令和５年からの新社会人」の方などの場合にも、扶養の状況にかかわらず、大府市が定めるその他の要件に該当する場合には給付対象になります。

私は、一人暮らしをしている大学生です。私の手元に、「支給要件確認書」が届きましたが、
問 3-4 受給していいのでしょうか。これまでの給付金で、一人暮らしの大学生はもらえないと聞いたことがあるので、心配です。

- 親元から支援を受ける一人暮らし大学生であっても、住民票上の世帯が給付要件を満たす世帯である場合には給付対象になります（※）。

※この給付金は、他の親族から税法上の扶養等控除の適用を受けているかどうかにかかわらず、その世帯内に住民税が課税されている方がいないかどうかのみで判断するものです。

※この点において、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（１０万円）」、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（５万円）」とは異なりますのでご注意ください。（これらの給付金は、住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯の場合には、給付対象外としていました。）

※「親元からの援助を受けるひとり暮らし大学生」、「別世帯の子からの援助を受ける高齢者施設入所の方」、「国内単身赴任中の配偶者と生計を同一にする家事に従事する世帯」、「令和４年中は親の支援を受けていた令和５年からの新社会人」の方などの場合にも、扶養の状況にかかわらず、大府市が定めるその他の要件に該当する場合には給付対象になります。

これまでの給付金では、このような案内は届きませんでした。本当に受給していいのかど
問 3-5 うか不安です。また、これまでの給付金を受給し損なっていないか心配です。今回の給付金とこれまでの給付金は、どのように違うのですか。

- これまでの類似の給付金と「住民税が課税されている親族等からの扶養を受ける方の取扱い（※）」、「租税条約の届け出をされた方を含む世帯の取扱い（※）」が異なります。

- 「親元からの援助を受けるひとり暮らし大学生」、「別世帯の子からの援助を受ける高齢者施設入所の方」、「国内単身赴任中の配偶者と生計を同一にする家事に従事する世帯」、「令和4年中は親の支援を受けていた令和5年からの新社会人」の方などの場合には、今回初めて給付要件に当てはまり、「支給要件確認書」が届く場合があります。

※この給付金は、他の親族から税法上の扶養等控除の適用を受けているかどうか、租税条約の届け出をしているかどうかにかかわらず、その世帯内に住民税が課税されている方がいないかどうかのみで判断するものです。

※この点において、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円）」、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（5万円）」とは異なりますのでご注意ください。（これらの給付金は、住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯の場合や、租税条約の届け出をされているには、給付対象外としていました。）

※「親元からの援助を受けるひとり暮らし大学生」、「別世帯の子からの援助を受ける高齢者施設入所の方」、「国内単身赴任中の配偶者と生計を同一にする家事に従事する世帯」、「令和4年中は親の支援を受けていた令和5年からの新社会人」の方などの場合にも、扶養の状況にかかわらず、大府市が定めるその他の要件に該当する場合には給付対象になります。

令和5年2月に世帯主が転出し、残された家族のみで生活しています。

問 3-6 今回、市から届いた「支給要件確認書」は、転出した世帯主宛てですが、残された家族が受給することはできますか。

- この「支給要件確認書」は、基準日である令和5年1月1日時点の世帯主の方に宛てたものです。当時の住民票上の世帯について、当時の世帯主の方が確認してください。
- 給付金は、当時の世帯を代表して当時の世帯主の方に受給していただきます（原則として、世帯主名義の口座で受け取っていただきます。）。
- 当時の世帯主が代表して受給した給付金は、当事者間の話し合いで分配してください。

問 3-7 市から届いた「支給要件確認書」に記載された世帯主は、すでに亡くなっています。今は、残された家族のみで生活していますが、給付対象になりますか。

- この「支給要件確認書」は、基準日である令和5年1月1日時点の世帯に対して確認をお願いするものです。便宜上、当時の世帯主の方に宛ててお送りしていますので、悪しからずご了承ください。
- この給付金は、令和5年1月1日時点の世帯に対して給付するものですので、世帯が存続する限り給付されます。ただし、世帯主の死亡等によって世帯構成が変わった場合（※）には、新たな世帯主の方に世帯を代表する受給権が引き継がれますので、新たな世帯主の方にお手続きいただくことになります。

※基準日の翌日以降に世帯主が亡くなられた場合、以下の取扱いとなります。

(1) 確認書の返送を行うことなく亡くなられた場合

単身世帯以外の場合

亡くなった世帯主以外の世帯員がいる場合には、その世帯員のうち、新たに世帯主になった方が世帯を代表して手続し、給付金を受給することになります。

単身世帯の場合

世帯自体がなくなってしまうため、給付されません。

(2) 確認書の返送をした後に亡くなった場合

亡くなった世帯主に対して給付され、他の相続財産と同様に相続の対象となります。

本人名義の口座が解約された場合にも、ご本人が手続した受給権が相続財産として残ります。

4 給付要件 (2)転入世帯

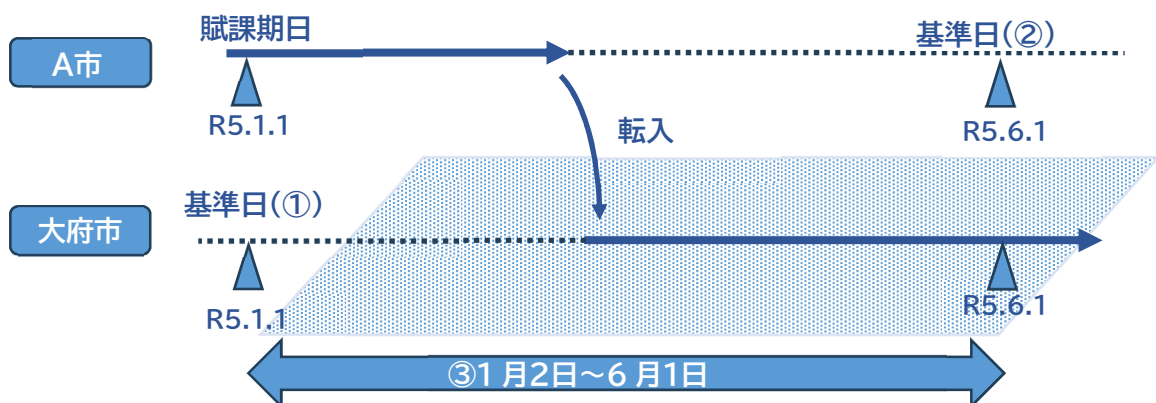
問4-1

私の世帯は、令和5年3月にA市から大府市に転入しました。
大府市では、1月1日時点の市民を対象に3万円の給付金が給付されると聞きました。
一方で、A市の給付金は6月1日時点の市民を対象に給付するとのことです。
私の世帯は、大府市からもA市からも給付されないのでしょうか。

■令和5年1月2日以降に大府市に転入した世帯で、一定の要件を満たす非課税世帯の場合には、申請（9月29日まで）によって大府市からの給付の対象（※）になります。

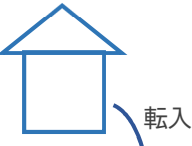
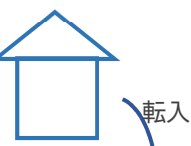
■この場合には、市からの案内はありませんのでご注意ください。

※これは、大府市が定める①基準日（令和5年1月1日）と他市町村が定める基準日のうち②一部の基準日（令和5年6月1日）との③時差を補うために設ける給付要件です。



私は、1年前に退職して以来、失業手当と貯蓄で生活しています。そろそろ貯蓄が尽きそう
問4-2 になったので、令和5年4月に B 市から大府市の実家に引っ越し、家族との同居を開始しました。私が大府市で給付金を受取るためには、どのような手続が必要ですか。

- 大府市の実家が非課税世帯なのかどうかで給付対象になるかどうか異なります
- この給付金は世帯に対して給付されるものであるため、ご家族と同居（同一世帯）という場合には、転入者個人に対して給付されることはありません（下図の例3又は例4）。
- ご家族も含めた世帯全員が非課税である場合には、1月1日の世帯主が世帯を代表して受給することになります。転入者ご自身が非課税だったとしても、ご家族の中に住民税が課税されている方がいる場合には、給付対象になりません（下図の例4）。

	例1	例2	例3	例4	例5
	非課税世帯 単身の場合	課税世帯から の転入の場合	非課税世帯へ の転入の場合	課税世帯への 転入の場合	一時的な転入 の場合
転入前市町村	非課税世帯 	課税世帯 	非課税世帯 	非課税世帯 	非課税世帯 
大府市	非課税世帯 	非課税世帯 	非課税世帯 	課税世帯 	非課税世帯 
給付要件	給付可能性 あり	給付可能性 あり	すでに 給付対象	給付対象外	給付対象外

私は、令和5年5月に C 市から大府市に転入した単身の非課税者です。
問4-3 C市では、給付金の基準日が4月1日に設定されているようで、私の手元にC市から給付金の案内が届きました。一方で、大府市でも転入世帯への給付要件に当てはまりそうです。私は、C市からも大府市からも給付金を受給することができるのでしょうか。

- お問い合わせの場合のように転入や転出のタイミングによっては、転入出先の市町村から同様の趣旨の給付金の案内がされる場合（※）があります。
- 大府市の給付金のルールには、C市との重複受給を制限する規定はありませんが、大府市での給付金を受け取ったかどうかでC市からの給付金を受給できるかどうか異なる場合があります。詳細は、C市からの案内を確認してください。

※この給付金は、国の交付金を活用して、市町村がそれぞれ独自で実施するものです。

※他の市町村でも類似の給付が行われていますが、大府市が実施する大府市低所得世帯生活支援特別給付金とは、必ずしも同一の内容ではありません。

※給付基準日についても、それぞれの市町村独自で設定されるものであるため、転入や転出の時期等によっては、他の市町村と大府市の給付要件をいずれも満たし、重複支給される場合があります。

※大府市の給付金では、他の市町村での同様の給付金の受給状況にかかわらず、その他の要件に該当する場合には、支給対象になります。

5 給付要件 (3)DV等避難などの理由で申請が必要な世帯

問5-1 私は、昨年末から配偶者と離婚協議を開始し、別居生活を続け、6月に正式に離婚が成立し、7月に世帯分離しました。現在は、求職活動中の私一人の非課税世帯ですが、この給付金を受給するには、どのように手続すればいいですか。

- お問い合わせの事例（6月1日以降の世帯分離）では、給付要件（※）に該当しません。
- 離婚によって世帯構成が変化した世帯の給付要件についても、住民票の異動日で判断します。
離婚に関するお手続きには、離婚届の提出日、離婚調停成立日、判決離婚の判決確定日、和解成立日などの様々な日付がありますが、この給付金では、その結果として住民票上の世帯分離が確定した日で判断します。
- ただし、離婚に至る経緯の過程でDV等の事情によって、住民票を移すことができなかった場合には、住民登録状況に加えて、DV被害者支援団体の支援状況を併せて判断することがあります。

※これは、住所や世帯、課税の状況などに特別な事情を抱える世帯について、住所や世帯を変則的に取り扱うために設ける給付要件です。

次の1から3の全てに該当する場合で、下の（ア）から（エ）のいずれかに該当する場合にも給付金を受給できる場合があります。この場合には、給付金の受給に申請書のご提出が必要ですので、お問い合わせください。

1	世帯全員の令和5年度（令和4年中所得）住民税が課税されていない世帯
2	令和5年1月1日時点で日本国内に住民登録（生活拠点）があった世帯
3	令和5年6月1日に大府市に住民登録（生活拠点）があり、申請日まで引き続き大府市にお住まいの世帯

(ア)	配偶者やその他親族からの暴力など（DV）を理由に避難している世帯 配偶者やその他の親族からの暴力等を理由に避難しており、現在お住まいのところに住民票を移していない方も、受給できる場合があります。
(イ)	新規で住民登録した世帯 基準日（令和5年1月1日）において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村にも住民登録がなく、令和5年1月2日から6月1日の間に大府市に新たに住民登録をした方のみで構成される世帯の場合にも受給できる場合があります。
(ウ)	死亡、離婚、行方不明によって世帯構成が変化したことで非課税になった世帯 令和5年1月2日から6月1日の間に、死亡、離婚、行方不明（警察署への行方不明者届の届出がされている場合、家庭裁判所による失踪宣告がされている場合に限ります。）によって、残された世帯が非課税相当になった場合や離婚の結果、新たに非課税世帯ができた場合にも受給できる場合があります。
(エ)	課税内容の変更によって新たに非課税になった世帯 修正申告や更正請求等の税務手続によって、新たに支給要件に該当することになった世帯の場合にも受給できる場合があります。

6 手続方法

問6-1 この給付金は、いつからいつまでが受付期間ですか。

- 9月29日（金）が基本的な受付期限です。6月中旬から準備を進め、6月30日に「給要件確認確認書」を発送しました。
- 受付した書類の審査や、金融機関口座への振込は、10月以降も継続します。
- お問い合わせ、相談場所は、次のとおりです。

期間	時間	場所	電話番号
7月 4日（火）から 8月18日（金）まで	平日9時から17時まで （水曜日のみ19時まで）	市役所2階 206・207会議室	0562-38-5339
8月21日（月）から 9月29日（金）まで	平日9時から17時まで （水曜日のみ19時まで）	市役所1階 7番窓口 地域福祉課	0562-45-6228

※お電話では本人確認ができないため、世帯や課税の状況などの個人情報を含む個別具体的なお問い合わせには対応できません。

問6-2 給付金手続における「プッシュ型」とは、どのような手続ですか。

- 給付金の受給手続の機会を失うことがないように、給付可能性が高い世帯に対して、みなさんからの申請を待つことなく市から個別のご案内することを「プッシュ型」と呼んでいます。
- 一般に「プッシュ型」の給付には、手続方法のみをご案内するもの（申請不要型）と、給付金の振込までを市主導で完了させるもの（手続不要型）とがありますが、この給付金については、手続方法のみ（※）案内するものです。

※この給付金は、市が把握する住民登録や課税情報の組合せによって支給要件を判定するものです。
※市では、あらかじめ世帯の課税情報を確認し、その結果、支給要件に当てはまる可能性がある世帯に対して、「支給要件確認書」をお送りしています。ただし、税務申告が正しくされていない場合には、課税計算が正しくされていない可能性があり、市での事前確認作業では正確な判定ができないため、最終的にはご自身での確認が必要になります。
※給付金を受け取る口座を指定いただく必要もあることから、世帯主の方による手続が必要です。

問6-3 市から届いた「支給要件確認書」に金融機関口座が記載されているのは、なぜですか。

- 市からお送りした「支給要件確認書」には、「特別定額給付金」（令和2年度に実施された一人当たり10万円）、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（令和3年度から令和4年度にかけて実施された1世帯当たり10万円）」、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和4年度に実施された1世帯当たり5万円）」を振込した口座をあらかじめ表示（※）しています。

※この給付金は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第28号。）第10条の規定における「特定公的給付」に指定されました（令和5年6月16日）。これにより、これらの過去の給付金の振込先口座の情報を活用することが可能になり、みなさんの手続負担が少なくなるように給付手続のご案内をしています。

問6-4 市から届いた「支給要件確認書」を提出するときには、同封されている返信用封筒を使わなければいけませんか。

- どんな封筒を使っていたいただいても結構です。
- 「支給要件確認書」に同封した返信用封筒で郵送いただく場合には、切手を貼ったり宛名を書いたりする必要なく、ご利用いただけます。

7 支給関係

問 7-1 給付金の手続をしてからしばらく経ちますが、給付金の振込はいつ頃になりますか。

- およそ1か月後を目安に振込させていただきます。
- 振込日の数日前に、振込の予定を記載した振込通知（はがき）が届きます。
- 提出いただいた書類に不備がある場合には、もうしばらくお時間がかかります。
- お電話での個別具体的なお問い合わせには、対応できません。

問 7-2 この給付金は、どのように受け取るのですか。

- 原則として、世帯主名義の金融機関口座へ振込します。
- 市からお送りした「支給要件確認書」には、過去の類似の給付金でご利用になった口座の情報をあらかじめ記載しています。
- 市が口座を把握していない場合や、あらかじめ記載された口座とは別の口座を指定される場合には、別途受取口座を指定いただく必要があります。この場合には、口座情報が確認できる通帳やキャッシュカードの写しと、本人確認ができる書類等（マイナンバーカード、運転免許証、保険証、在留カードなど）の写しを添付してください。

問 7-3 市から届いた「支給要件確認書」に表示された金融機関口座情報（ゆうちょ銀行）の桁数が足りません。振込誤りにならないか心配です。

- 過去の給付金で、郵便局の口座を指定いただいた場合には、口座番号の末尾1桁を省略して表示しています。桁数が足りないように見えますが、実際の振込には影響しません（※）。
- 郵便局の口座情報（記号5桁・番号8桁）は、他の金融機関からの振込用の番号体系（店番3桁・口座番号7桁）に変換して表示しています。

問 7-4 市から金融機関口座への振込は、どのように通帳印字されますか。

- 「オオブシセイカツシエンキユウフ」と印字されます。

市から届いた「支給要件確認書」には、中京銀行の口座情報が表示されています。

問 7-5 このたび、中京銀行から店番・店名変更のお知らせがあり、私が利用している口座も変更が予定されています。「支給要件確認書」は、どのように提出すればいいですか。

- 店番・店名変更に合わせて、市で対応しますので、みなさんがお手続きいただく必要はありません。
- 中京銀行では、愛知銀行との統合に備えて両行で重複する55店舗の店番・店名の変更が予定されているとのことです。
- 店番・店名の変更は、支店ごとに令和4年12月から順次、行われる予定ですので、給付金の振込のタイミングに合わせて変更する必要があります。中京銀行からの案内では、「振込依頼人さまに『新店番・新店名』をご連絡いただきますようお願いいたします。」とされていますが、この給付金のお手続では、市側でみなさんから提出された書類等を振込の時期に合わせて読み替えて対応します。なお、中京銀行では変更日以降に旧店番・旧店名に振込があった場合にも、約2か月間の読み替え期間が設けられるそうです。

8 その他

非課税世帯としてこの給付金を受け取った後、扶養控除の見直しがされたため令和5年度の住民税が課税になってしまいました。

問 8-1

この場合、すでに受け取った給付金の取扱いはどうなりますか。

- 給付金の給付後に課税内容が変更されたことで、結果的に非課税世帯の要件を満たさなくなった場合には、受け取った給付金を返還いただきます。この場合には、速やかにお申し出ください。
- 意図的に虚偽の手続をされた場合、不実の手続をされた場合には、不正受給として詐欺罪に問われる場合もあります。